



税金 ▶ 税務課

● 町民税

- 1月1日（賦課期日）現在、越生町に居住し、前年1月から12月までに一定額以上の所得があった方に課税されます。今年の所得がなくても前年に所得があれば納めていただくことになります。
- 町内に住所を有さないが、町内に事務所または家屋敷を有する方にも課税されます。
- 申告の必要な方
1月1日現在越生町に住所があり、前年の1月から12月までの間に所得のあった方。

● 法人町民税

町内に事務所、事業所がある法人等に課税されます。それぞれの法人等が定める事業年度終了後、原則として2か月以内に申告し、納税することになります。

● 固定資産税

毎年1月1日（賦課期日）現在、越生町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

● 軽自動車税

4月1日（賦課期日）現在、原動機付自転車、自動二輪車、小型特殊自動車、軽自動車等を所有している方に課税されます。該当する車両を取得したときは15日以内に、廃車をしたときは30日以内に申告してください。

● 国民健康保険税（町民課）

国民健康保険に加入した月から、国民健康保険税が課税されます。転入や転出、職場の健康保険に加入した等、異動があった場合は14日以内に必ず届け出をしてください。

● 税金の納め方

- 越生町役場内 指定金融機関派出所
- コンビニエンスストア
- 取扱金融機関（次の金融機関の本・支店での取り扱いです）

■ 取扱金融機関

- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- 武蔵野銀行
- 東和銀行
- いるま野農業協同組合
- 埼玉りそな銀行
- りそな銀行
- 飯能信用金庫
- 埼玉信用金庫
- 中央労働金庫
- 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県および山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

■ 口座振替

上記の金融機関（みずほ銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、東和銀行を除く）で取り扱っています。

手続きは、町指定の口座振替申込依頼書、納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、該当の金融機関へ直接お申込みください。

※詳細は、税務課までお問い合わせください。



● 町税の納期

納期限	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全期									
固定資産税	1期		2期		3期		4期			
町民税		1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限日は各納付月の末日（12月は25日）になります。

納期限日が土曜日、日曜日および祝日の場合は、その翌営業日になります。

● 町税に関する各種証明書の種類と手数料

	名称等	内容	手数料	委任状
町民税	住民税決定証明書（課税証明書）	所得額、課税額、控除額、扶養人数	1通 200円	要
	非課税証明書	住民税が非課税であることの証明	1通 200円	要
	所得証明書	所得額、控除額、扶養人数	1通 200円	要
固定資産税	評価証明書	所有者、所在地、評価額等	1通 200円（6筆まで）	要
	公課証明書	所有者、所在地、税額等	1通 200円（6筆まで）	要
	所有証明書	所有者、所在地等	1通 200円（6筆まで）	要
	名寄帳	固定資産課税台帳（名寄帳）の写し	閲覧 200円 写し1枚 20円	要
	住宅用家屋証明書	家屋の所有者、所在地、新築日等	1通 1,300円	不要
納税証明書	町民税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	法人町民税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	固定資産税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	国民健康保険税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	軽自動車税	継続検査用（車検用）	無料	不要
事業所	営業証明書	営業していることの証明	1通 200円	要
閲覧	土地・家屋台帳閲覧	土地：所有者、所在地、地目、地積等 家屋：所有者、所在地、床面積、種類等	5筆まで 200円 追加1筆ごと 30円	不要

・委任状欄が「要」のものは、納税義務者ご本人に代わって申請する場合、本人からの委任状あるいは代理人選任届が必要です。（同居の親族除く）

・児童手当用の所得証明書につきましては、「住民税決定証明書」をご利用ください。